大学発新産業創出基金事業の基本方針

令和5年8月2日

大学発新産業創出基金 ガバニングボード決定

1. 本事業が目指す姿

- (1) 本事業は、スタートアップ育成5か年計画を踏まえ、以下の目標の達成に向けて、スタートアップの成長促進に関する施策を担う関係機関と連携しつつ実施する。
 - ① 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップ(以下、「大学等発 SU」という)の創出を、質・量ともに格段に充実させること
 - ② 大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを 全国に形成すること。
- (2) 本事業に携わる者の間において、(1) に掲げる目標が達成された状態として、以下のインパクトを創出することを、ビジョンとして共有する。
 - ① 大学等発 SU が創出する革新的な新製品又は新サービスにより、社会課題が解決されて新たな 価値が生まれ、我が国を含め国際社会全体の暮らしが豊かになる。
 - ② 大学等発 SU の事業成長により、我が国の雇用創出とともに経済成長が実現する。
 - ③ 社会・経済に価値をもたらす大学等発 SU の成功事例を積み重ねることで、より多くの人材が 大学等発 SU の創出・育成を志す。
 - ④ 1 (1) ②について、エコシステムの形成をけん引する中心的な大学等においては、ステークホルダーとコミュニケーションを重ねるとともに連携を図りながら、必要な学内のルールや体制を整える。

2. 本事業の構成

- (1) 本事業では、1(1) に掲げる目標を達成するために、以下に定めるプログラムを実施する。
 - ① ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム
 - ② スタートアップ・エコシステム共創プログラム
- (2) スタートアップ・エコシステム共創プログラムは、以下の構成とする。
 - ① 拠点都市プラットフォーム(大学発新産業創出プログラム 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援を実施しているプラットフォームのうち、本事業で選定するプラットフォームのこと。以下、「拠点都市 PF」という) 共創支援

- ② 地域プラットフォーム (拠点都市 PF に属していない大学等が一定の地域の経済団体等と連携して形成するプラットフォームのこと。以下、「地域 PF」という) 共創支援
- ③ 全国ネットワーク構築支援
- (3) また、スタートアップ創出に向けた JST の既存事業を円滑に接続させるため、以下のプログラムを令和 5 年度に実施する。
 - ① プロジェクト推進型起業実証支援・事業プロモーター支援プログラム
 - ② 可能性検証プログラム
- (4) 本事業におけるいずれのプログラム(全国ネットワーク構築支援を除く)においても、研究成果の事業化に向けて、事業化マイルストン及び研究開発マイルストンを設定の上、これらマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動(例:ユーザー及び用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、市場・規制・競合技術の調査等)に必要な経費(以下、「ギャップファンド」という)を計上することとする。

なお、本事業において設定する事業化に向けたマイルストンの達成を目指すものではない研究活動にかかる経費は、計上しない。

- (5) 本事業は、創業前の段階から創業初期における VC からの出資や NEDO 等の事業など、シード 期の資金調達に円滑に接続されるまでのフェーズを対象として実施することとし、以下の仕組み を整える。
 - ① 上記事業実施期間中に起業に至った際の経費の支出先について、個々のケースごとに、スタートアップの成長に向けた効果や効率性等を踏まえ、大学又は起業後のスタートアップ及び双方のいずれかを選択できる仕組み

また、スタートアップに支出するケースにおいては、事務処理体制の整備を求めつつ概算払い 等や取得財産の帰属を認める仕組み

- ② スタートアップの成長の推進に向けて、NEDO が実施する関連事業(ディープテック・スタートアップ支援事業、起業・経営人材確保等支援事業等)との接続性を持つ仕組み
- 3. 各プログラムの枠組み
- 3. 1ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムの趣旨 本プログラムは、ディープテックの優れた研究成果を基に、国際市場への展開を視野に1 (2)

①、②及び③に掲げるビジョンの実現に向けてリードする大学等発 SU の創出に向けて、概念実証 以降のフェーズに入ることが適切と判断される課題(以下、「採択課題」という。)の事業化と研究 開発を、本プログラムで設定する事業化マイルストン及び研究開発マイルストンの達成に向けて、 一体的に推進するものとする。

(1) 実施体制

- ① JST は競争的研究費制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するためにプログラムオフィサー(以下、「PO」という。)を置く。
- ② PO は、外部有識者等で構成される「ディープテック・スタートアップ国際展開委員会」(以下、「国際展開委員会」という。)の委員長として、本プログラムの運営(公募要領の確認、選考、事業化マイルストン及び研究開発マイルストンに照らし合わせた進捗確認、マイルストン達成時又は採択期間終了時の採択課題の評価、応募された案件の分析、本プログラムにおける取組の促進に有効と考えられる情報の提供等)の取りまとめを行う。
- ③ PO は、研究開発課題の段階や特性等に応じた研究開発を効果的に推進するため、研究開発の 進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行わなければならない。
- ④ スタートアップ創出に係るライフサイエンス分野に必要な取組の特殊性に鑑み、国際展開委員会の下に、非ライフ委員会及びライフ委員会を設置する。
- ⑤ また、PO は、その役割を果たすうえで、上記②及び③の実施体制のほか、必要な体 制を組むことができる。
- (2) プログラムの基本的な枠組み
 - 3.1に掲げる趣旨を踏まえ、以下を基本的な枠組みとして公募要領に盛り込む。
 - ① 国際市場への展開を目指すうえで必要な事業化マイルストン及び研究開発マイルストン(市場として想定する一定の地域や国における狙う市場の状況や参入規制の調査の実施、また、それらを見据えながら実施する技術実証等)を、公募要領において、一定程度明確に、概念を整理して示すこととする。また、マイルストン達成の詳細のプロセスは個々の採択課題によって異なるものであることから、適切かつ柔軟にマイルストンをアレンジして採択課題を進捗させるものとする。
 - ② 本プログラムの趣旨を踏まえ、本プログラムにおいて採択する課題は、
 - ・ 国内外の事業化推進機関(研究成果の国際市場における事業化に向けて必要なリソースを集め、そのリソースの活用によって事業化マイルストンの達成に必要な取組を推進し、創業初期における VC からの出資や NEDO 等の事業など、シード期の資金調達の円滑な接続に必要な経営候補人材のリクルート含め経営構想の構築に向けた活動に責任を有するチーム)及び
 - ・ 研究代表者(事業化に向けたマイルストンの達成を目指す研究活動の実施・とりまとめを行 う者)

が事業化推進機関のマネジメントの下、事業化の推進と研究開発を一体となって推進するものと し、事業化推進機関と研究者が共同代表となることとする。 (3)国際展開委員会における、採択課題のマイルストンに照らし合わせた進捗状況の確認の実施にあたっての基本的な考え方は、採択課題及び本プログラムの成果最大化を目指すため、採択課題の実施者との対話を通じて、現状及びその先のマイルストン達成に向けた最善の道行について認識共有を形成し、当該共通認識に基づいて、その先の実施の在り方について最適解を導くものとする。

(4) 実施期間

新規公募・採択は、令和9年度までとし、採択課題の実施期間は採択年度に関わらず採択から最長3年程度とする。

- (5) 採択課題が採択期間中に使用できる費用 総額5億円(直接経費)程度を上限とする。
- 3. 2 スタートアップ・エコシステム共創プログラム(拠点都市 PF 共創支援、地域 PF 共創支援、 及び全国ネットワーク構築支援)の趣旨

大学等発 SU の創出にポテンシャルのあるシーズを全国から引き出すとともに、国際市場への展開を含め、大学等発 SU の創出に向けた取組について質量ともに充実させるとともに、大学発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムを拠点都市 PF、地域 PF 及び中心的な役割を果たす大学等に形成するために実施するプログラムとする。

(1) 実施体制

- ① JST は競争的研究費制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために PO を置く。
- ② PO は、外部有識者等で構成される「スタートアップ・エコシステム共創委員会」(以下、「エコシステム共創委員会」という。)の委員長として、本プログラムの運営(公募要領の確認、選考、進捗確認、必要な情報提供、評価、状況の分析、本プログラムにおける取組の促進に有効と考えられる情報の提供等)のとりまとめを行う。

また、POは、その役割を果たすうえで、上記のほか、必要な体制を組むことができる。

- ③ PO は、本プログラムを効果的に推進するため PF の進捗状況に応じて実施計画を機動的に見直し、資金の柔軟な配分を行わなければならない。
- (2) プログラムの基本的な枠組み
 - 3.2に掲げる趣旨を踏まえ、以下を基本的な枠組みとして公募要領に盛り込む。
- ① 公募は、拠点都市 PF 共創支援、地域 PF 共創支援、全国ネットワーク構築支援、それぞれに実施する。
- ② 拠点都市 PF 及び地域 PF において実施する、創業初期における VC からの出資や NEDO 等の事業など、シード期の資金調達に円滑に接続されるまでのフェーズにおける事業化マイルストン及び

研究開発マイルストン(市場として想定する一定の地域や国における狙う市場の状況や参入規制の 調査の実施、また、それらを見据えながら実施する技術実証等)を、公募要領において、一定程度 明確に、概念を整理して示すこととする。

また、マイルストン達成の詳細のプロセスは個々の採択課題によって異なるものであることから、 適切かつ柔軟にマイルストンをアレンジして採択課題を進捗させるものとする。

なお、国際市場への展開を目指す採択課題のマイルストンの概念は、ディープテック・スタート アップ国際展開プログラムと共通のものとする。

③ 拠点都市 PF 共創支援

拠点都市 PF においては、以下の取組につき、既存の取組から量的質的充実を図り、又は新たに行うこととし、JST は、その取組を実施する上で必要なガバナンス(必要となる専門的知見を有する人材の域内外からの活用を含む)を備えることを求めることとする。

- ・ 拠点都市 PF に参画する大学等及び公募要領において指定する課題発掘の蓋然性が高いと考えられるプロジェクトの実施機関における、事業化のポテンシャルがある課題(各種研究費制度による 基礎研究の成果などを含む)の発掘、課題ごとの用途仮説設計
- ・ 公募要領において示す事業化マイルストン及び研究開発マイルストンの達成に向けて、研究成果 と事業化の間のギャップを埋めるために、ギャップファンドを用いて必要な活動を実施する、スタ ートアップ創出プログラムのデザイン、運営及び実施
- ・ 上記2点を進める上で必要となる機能の充実・構築
- ✔ 事業化マイルストンに関して、相談・サポートを実施する機能(用途、市場探索、ビジネスモデル構築、特許等知財戦略の構築、起業に向けたチームビルディング、経営候補人材とのマッチングなど)
- ✓ 地域の大学等発 SU エコシステムを形成する産学官金等の連携体制と活動の充実(経営候補人材の確保と育成、人材プールの構築等)
- ✓ 大学等発 SU の国際市場への展開を促進する上で有効な海外の SU エコシステムとのネットワークの構築・強化及び連携して行うスタートアップ創出プログラムの実施
- ✓ 地域 PF の活動サポート・連携
- ・ スタートアップ創出プログラムにおいて、概念実証以降のフェーズに取り組むものについては、
 - ✓ 国内外の事業化推進機関(研究成果の国際市場における事業化に向けて必要なリソースを集め、 そのリソースの活用によって事業化マイルストンの達成に必要な取組を推進し、創業初期にお ける VC からの出資や NEDO 等の事業など、シード期の資金調達の円滑な接続に必要な経営 候補人材のリクルート含め経営構想の構築に向けた活動に責任を有するチーム)及び
 - ✔ 研究代表者(事業化に向けたマイルストンの達成を目指す研究活動の実施・とりまとめを行う者)

が事業化推進機関のマネジメントの下、事業化の推進と研究開発を一体となって推進することを原 則とする。

・ スタートアップ創出プログラムにおける、採択課題のマイルストンに照らし合わせた進捗状況の 確認の実施にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりとする。 採択課題及び本プログラムの成果最大化を目指すため、プログラムの運営を統括する合議体は、 採択課題の実施者との対話を通じて、現状及びその先のマイルストン達成に向けた最善の道行について認識共有を形成し、当該共通認識に基づいて、その先の実施の在り方について最適解を導く体制を整えるものとする。

- ・ スタートアップ創出プログラムに参画する大学は、大学のエコシステム形成の一環として必要な、 特許等知的財産の取扱、また、新株予約権の活用と取得等に関するルールやその運用に必要な体制 を整え、活用事例等共有できる内容は他機関と共有し、拠点都市 PF 及び地域 PF における大学等 発 SU エコシステムの強化を牽引する。
- ・ JST は、概念実証以降のフェーズにある課題について、課題の状況によっては、ディープテック・ 国際展開支援プログラムへの移行が想定されることから、両プログラム間の円滑な接続に向けた事業 構造の設計の検討を進める。

④ 地域 PF 共創支援

地域 PF においては、以下の取組につき、新たに、又は既存の取組から量的質的充実を図って行うこととし、JST は、その取組を実施する上で必要なガバナンス(必要となる専門的知見を有する人材の域内外からの活用を含む)を備えることを求めることとする。

- ・a) 地域 PF で実施するもの
 - ▶ 地域 PF に参画する大学等及び公募要領において指定する課題発掘の蓋然性が高いと考えられるプロジェクトの実施機関における、事業化のポテンシャルがある課題(各種研究費制度による基礎研究の成果などを含む)の発掘、課題ごとの用途仮説設計の実施
 - ▶ 公募要領において示す、用途仮説設計後から概念実証フェーズまでの間に実施すべき、事業化マイルストン及び研究開発マイルストンの達成に向けて、研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために、ギャップファンドを用いて必要な活動を実施する、スタートアップ創出プログラムのデザイン、運営及び実施
 - ▶ 事業化マイルストンに関して、相談・サポートを実施する機能(用途、市場探索、ビジネスモデル構築、特許等知財戦略の構築、起業に向けたチームビルディング、経営候補人材とのマッチングなど)
 - ▶ 上記取組を可能とする、地域の大学等発 SU エコシステムを形成する産学官金等の連携体制の 構築
- ・b) 拠点都市 PF との連携を通じて地域 PF において実施又は拠点都市 PF に接続して実施するもの
 - ➤ 公募要領において示す、概念実証フェーズ以降の事業化マイルストン及び研究開発マイルストンの達成に向けて、研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために、ギャップファンドを用いて必要な活動を実施する、スタートアップ創出プログラムのデザイン、運営及び実施
- ・ スタートアップ創出プログラムにおける、採択課題のマイルストンに照らし合わせた進捗状況の確認の実施にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

採択課題及び本プログラムの成果最大化を目指すため、プログラムの運営を統括する合議体は、採 択課題の実施者との対話を通じて、現状及びその先のマイルストン達成に向けた最善の道行について 認識共有を形成し、当該共通認識に基づいて、その先の実施の在り方について最適解を導く体制を整 えるものとする。

・ スタートアップ創出プログラムに参画する大学は、大学のエコシステム形成の一環として必要な、 特許等知的財産の取扱、また、新株予約権の活用と取得等に関するルールやその運用に必要な体制を 整え、活用事例等共有できる内容は他機関と共有し、地域 PF 及び拠点都市 PF における大学等発 SU エコシステムの強化を牽引する。

⑤ 全国ネットワーク構築支援

上記③及び④の支援をベースにしつつ、大学等発 SU 創出の強化に向けた取組を全国で効率的・効果的に促進するよう、全国で大学等発 SU に取り組む者が、プラットフォームを超えて、国内外における事業化推進や研究活動等に関する情報、助言等を効率的・効果的に取得できるネットワークの構築を実施するプログラムとする。

(3) 実施期間

拠点都市 PF 及び地域 PF において実施するスタートアップ創出プログラムにおける新規公募・採択は令和9年度までとする。

また、採択課題の実施期間は採択年度に関わらず、用途仮説設計から概念実証フェーズの手前まで を実施するものについては1年程度、概念実証以降のフェーズを実施するものは採択から最長3年 程度とする。

なお、拠点都市 PF 及び地域 PF は、採択課題の実施期間を通じて、当該課題の進捗を支え、推進する機能を果たす。

- (4) スタートアップ創出プログラムにおける採択課題が採択期間中に使用できる費用
- ① 用途仮説設計から概念実証フェーズの手前までを実施する課題

原則 500 万円程度まで。但し、各プラットフォームにおいて、必要かつ効果的であることを確認する仕組みを備え、その仕組みを適切に運用することを条件に、特別枠として 1,000 万円程度までの範囲で必要な支出を認めることとする。

② 概念実証以降のフェーズを実施する課題

原則 6,000 万円程度まで。但し、各プラットフォームにおいて、必要かつ効果的であることを確認する仕組みを備え、その仕組みを適切に運用することを条件に、特別枠として 1 億円程度までの範囲で必要な支出を認めることとする。

- 4. ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム、拠点都市 PF 支援及び地域 PF 支援に共通 する取組、支援及び留意事項
- (1) 採択課題の知財戦略に基づく大学等の単独出願特許確保に向けた取組

各プログラムで採択された個別の研究開発課題において、一定の条件を設定の上、当該条件を満たす場合には、直接経費から、特許について出願等に関する経費の支出を認める。

基本的には研究開発期間中の支出を想定するが、特に優れた取組であって、期間終了直前に重要な特許申請が有効と判断されたものについても、必要な支出を行うことができる運用とする。

上記取組を進めるに当たっては、一定の条件及びプロセスを公募要領等において明確に定めるものとする。

(2) 外部専門機関等の効果的・積極的な活用

研究開発マイルストンの達成に向けて必要な活動である各種データの取得、試作品の製作等については、外部専門機関等の活用により、より効果的に進むことも想定されることから、外部専門機関等を効果的・積極的に活用することを推奨する旨、公募要領等に明記する。

(3) 施設・設備の確保

拠点都市 PF 及び地域 PF におけるスタートアップ創出プログラムに参画する大学等をはじめ、地域のエコシステムを構成する産学官金等の各セクターは、協力の上、本事業における大学等発スタートアップ創出に向けた活動が展開できる施設及び設備を確保するものとする。

(4) 起業後の発展に向けた取組

起業するに当たり、起業後の発展に向けて、起業チームが NEDO や VC 等、次のフェーズのステークホルダーとして想定される機関との対話等を早めに始め、ステークホルダーによる投資等の見極めの目線も意識の上起業するよう、JST、各 PF 及び起業チーム等がそれぞれの立場で工夫する旨、公募要領等適切な文書に盛り込む。

5. JST が取組む事項

(1) 本事業における各プログラムの申請者からの事業化推進人材・機関等に関する相談に対して、地域に関わらず全国的に人材・機関等を紹介・マッチングするとともに、プッシュ型での情報提供を行うことも想定し、これらを実施する仕組みを、利益相反に留意しつつ、ガバニングボードや各プログラムの運営に参画する委員の協力を得て、構築する。

本取組は、全国ネットワーク構築支援においても位置づけて整理する。

6. 引き続き検討する事項

(1) 基礎研究成果から事業化に向けた可能性の検証

可能性検証については、令和5年度の採択や進捗状況を踏まえ、令和6年度以降の実施の要否を含めて、事業の再構築、評価・推進体制の整備等について議論・検討を行う。

(2) 大学等発 SU のモデルケースの創出

本事業において、目指すべき大学等発 SU のモデルケースを創出し、広く発信するため、優れたモデルケースの抽出、そこから導き出される効果的なアプローチを整理する。

(3) マクロトレンド分析

大学等発 SU が、国際的な社会経済の潮流を的確にとらえ、大きく事業成長できるストーリーを、 案件形成段階から描けるよう、例えばグローバルなマクロトレンドの分析を事業全体として行うこ とについて、先行する取組も参考にしつつ、検討を行う。

(4) SU 創出に深く関わる政府の他事業との連携

内閣府戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の「マテリアル事業化イノベーション・育成 エコシステムの構築」は、スタートアップ創出に深く関わる取組となっていることから、特に、連 携の在り方を検討する。

7. その他

(1) 基本方針の改訂

本事業の進捗状況や大学等発 SU を取り巻く環境の変化等に応じて、必要がある場合には、ガバニングボードでの審議を経て、本基本方針を見直すものとする。

(2) 利益相反マネジメントの実施

本事業の推進にあたり、ガバニングボード委員、各プログラムの PO 及び委員に利益相反関係が発生する可能性がある場合には、JST の利益相反の規定に則り対応するものとする。